

山口県報

平成24年
1月17日
(火曜日)

目次

告示	一
保安林予定森林(森林整備課)	一
保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)	一
保安林の指定実施要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び掲示場所(森林整備課)	二
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	二
公告	二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	五
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	五
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	七

山口県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。



平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市下小鯖字大平七二七の九から七二七の一まで

防府市大字上右田字和田六三の一、大字真尾字一ノ瀬一九八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市美川町根笠字鹿田二八二四、字出合二八二五の一(次の図に示す部分に限

る。)、二八二五の二、二八二六の一(次の図に示す部分に限る。)、美川町南桑字

奈留三三四二から三三四四まで、三三四七、四三三六、四三三八、四三三九、四三四

一、四三四二、四三四四、四三四五、四三四八、四三四九、四三五〇の一、四三五

九、字迫田三三四九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市美川町根笠字出合二八二五の一・二八二五の二・美川町南桑字奈留三三
四二・四三三八・四三四九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施業要件	住所	森林所有者氏名又は名称
山口市徳地鯖河内字奥舩谷六の四	水源の養	立木の伐採の限度	山口市徳地鯖河内五八一の	鶴岡 福雄
〃	〃	〃	〃	〃
二二七〇の一	字舩谷	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
二二三八の二	〃	〃	〃	〃

二 通知の内容を掲示した場所
山口市役所

山口県告示第二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

- 美東町赤(一)、美東町赤(二)、美東町赤(三)、美東町赤(四)、美東町赤(五)、美東町赤(六)、美東町赤(七)、美東町赤(八)、美東町赤(九)、美東町赤(十)、美東町赤(十一)、美東町綾木(一)、美東町綾木(二)、美東町綾木(三)、美東町綾木(四)、美東町綾木(五)、美東町綾木(六)、美東町綾木(七)、美東町綾木(八)、美東町綾木(九)、美東町綾木(十)、美東町綾木(十一)、美東町綾木(十二)、美東町綾木(十三)、美東町綾木(十四)、美東町綾木(十五)、美東町綾木(十六)、美東町綾木(十七)、美東町綾木(十八)、美東町綾木(十九)、美東町綾木(二十)、美東町綾木(二十一)、美東町綾木(二十二)、美東町綾木(二十三)、美東町綾木(二十四)、美東町綾木(二十五)、美東町綾木(二十六)、美東町綾木(二十七)、美東町綾木(二十八)、美東町綾木(二十九)、美東町綾木(三十)、美東町綾木(三十一)、美東町綾木(三十二)、美東町綾木(三十三)、美東町綾木(三十四)、美東町綾木(三十五)、美東町綾木(三十六)、美東町綾木(三十七)、美東町綾木(三十八)、美東町綾木(三十九)、美東町綾木(四十)、美東町綾木(四十一)、美東町綾木(四十二)、美東町綾木(四十三)、美東町綾木(四十四)、美東町綾木(四十五)、美東町綾木(四十六)、美東町綾木(四十七)、美東町綾木(四十八)、美東町綾木(四十九)、美東町綾木(五十)、美東町綾木(五十一)、美東町綾木(五十二)、美東町綾木(五十三)、美東町綾木(五十四)、美東町綾木(五十五)、美東町綾木(五十六)、美東町綾木(五十七)、美東町綾木(五十八)、美東町綾木(五十九)、美東町綾木(六十)、美東町綾木(六十一)、美東町綾木(六十二)、美東町綾木(六十三)、美東町綾木(六十四)、美東町綾木(六十五)、美東町綾木(六十六)、美東町綾木(六十七)、美東町綾木(六十八)、美東町綾木(六十九)、美東町綾木(七十)、美東町綾木(七十一)、美東町綾木(七十二)、美東町綾木(七十三)、美東町綾木(七十四)、美東町綾木(七十五)、美東町綾木(七十六)、美東町綾木(七十七)、美東町綾木(七十八)、美東町綾木(七十九)、美東町綾木(八十)、美東町綾木(八十一)、美東町綾木(八十二)、美東町綾木(八十三)、美東町綾木(八十四)、美東町綾木(八十五)、美東町綾木(八十六)、美東町綾木(八十七)、美東町綾木(八十八)、美東町綾木(八十九)、美東町綾木(九十)、美東町綾木(九十一)、美東町綾木(九十二)、美東町綾木(九十三)、美東町綾木(九十四)、美東町綾木(九十五)、美東町綾木(九十六)、美東町綾木(九十七)、美東町綾木(九十八)、美東町綾木(九十九)、美東町綾木(百)

(8) 美東町大田(9)、美東町大田(10)、美東町大田(11)、美東町大田(12)、美東町大田(13)、美東町大田(14)、美東町大田(15)、美東町大田(16)、美東町大田(17)、美東町大田(18)、美東町大田(19)、美東町大田(20)、美東町大田(21)、美東町大田(22)、美東町大田(23)、美東町大田(24)、美東町大田(25)、美東町大田(26)、美東町大田(27)、美東町大田(28)、美東町大田(29)、美東町大田(30)、美東町大田(31)、美東町大田(32)、美東町大田(33)、美東町大田(34)、美東町大田(35)、美東町大田(36)、美東町大田(37)、美東町大田(38)、美東町大田(39)、美東町大田(40)、美東町大田(41)、美東町大田(42)、美東町大田(43)、美東町大田(44)、美東町大田(45)、美東町大田(46)、美東町大田(47)、美東町大田(48)、美東町大田(49)、美東町大田(50)、美東町大田(51)、美東町大田(52)、美東町大田(53)、美東町大田(54)、美東町大田(55)、美東町大田(56)、美東町大田(57)、美東町大田(58)、美東町大田(59)、美東町大田(60)、美東町大田(61)、美東町大田(62)、美東町大田(63)、美東町大田(64)、美東町大田(65)、美東町大田(66)、美東町大田(67)、美東町大田(68)、美東町大田(69)、美東町大田(70)、美東町大田(71)、美東町大田(72)、美東町大田(73)、美東町大田(74)、美東町大田(75)、美東町大田(76)、美東町大田(77)、美東町大田(78)、美東町大田(79)、美東町大田(80)、美東町大田(81)、美東町大田(82)、美東町大田(83)、美東町大田(84)、美東町大田(85)、美東町大田(86)、美東町大田(87)、美東町大田(88)、美東町大田(89)、美東町大田(90)、美東町大田(91)、美東町大田(92)、美東町大田(93)、美東町大田(94)、美東町大田(95)、美東町大田(96)、美東町大田(97)、美東町大田(98)、美東町大田(99)、美東町大田(100)

秋芳町嘉万(52)、秋芳町嘉万(53)、秋芳町嘉万(54)、秋芳町嘉万(55)、秋芳町嘉万(56)、秋芳町嘉万(57)、秋芳町別府(1)、秋芳町別府(2)、秋芳町別府(3)、秋芳町別府(4)、秋芳町別府(5)、秋芳町別府(6)、秋芳町別府(7)、秋芳町別府(8)、秋芳町別府(9)、秋芳町別府(10)、秋芳町別府(11)、秋芳町別府(12)、秋芳町別府(13)、秋芳町別府(14)、秋芳町別府(15)、秋芳町別府(16)、秋芳町別府(17)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

秋芳町別府(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)



(一八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年二月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 サポートクラブ翔

代表者の氏名 四宮 憲一

主たる事務所の所在地 周南市大字長穂七三三番地の一

三 定款に記載された目的

障害児(者)やその家族等を対象に、様々な支援を行うとともに、社会全体への理解促進を図るための啓発活動を行う。また、学校に行っていない子どもたちやその家族等を対象とした支援事業も実施し、障害の有無に関わらず将来を担う子どもたちの健全育成を図ること。

(一九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年二月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人たすけあいねっとわーく

代表者の氏名 伊藤 知子

主たる事務所の所在地 周南市岡田町十番七号

(二〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年二月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人野球を育む会 in うべ

代表者の氏名 伊藤 隆司

主たる事務所の所在地 宇部市新町九番三〇号

(二一) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名 宇部市

縦覧の期間 平成二十四年一月十八日から同年二月六日まで

二 縦覧の場所

縦覧の場所 山口県農林水産部農村整備課

一 事業の種類 実施地区 下広谷地区

事業の種類 ため池の整備

(二二) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、岩国市平田一丁目土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十四年一月十七日

山口県知事 二井 閑成

一 就任した理事

氏名 住所

石橋 周夫 広島県大竹市立戸二丁目二番一六号

二 退任した理事

氏名 住所

日本 喜伯 岩国市横山三丁目六番六〇号



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六十七条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年一月十七日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	考出(届年月日)
相本政利後援会	相本 政利	相本美津子	周南市大字呼坂1506の15		平成23、12、27
金子優子後援会	金子 優子	金子 守忠	大字夜市652の1		〃 〃 〃
坂本じ次後援会	廣 重幸	廣松ゆかり	〃 5 大字久米2811の5		〃 〃 21
たかまつ勇雄後援会	高松 勇雄	高松 智子	〃 〃 大字大島1728		〃 〃 27
地域活性化研究会	畦森 孝	植田 浩夫	防府市大字田島3078		〃 〃 5

山口県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による届出

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年一月十七日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	異動内容		考出(届年月日)
		新	旧	
公明党下関総支部	代表者 曾田 聡 会計責任者 曾田 聡	下関市上田中町4丁目6番12号	下関市彦島江の浦町2丁目22番9号	平成23、6、12、6
		代表者 石丸 典子 会計責任者 佐田 誠二	石丸 典子 石丸 典子	
公明党山口総支部	代表者 田淵 雄三 会計責任者 田淵 雄三	防府市桑植1丁目8番6号	防府市華漕2丁目7番33号	〃 〃 〃
民主党山口県第1区総支部	代表者 松林 俊治 会計責任者 松林 俊治	長門市東深川7861の4	長門市仙崎11307	〃 〃 16
金崎修三後援会	代表者 松林 俊治	長門市東深川7861の4	長門市仙崎11307	〃 〃 14
市民のための山口市政をつくる会	代表者 松林 俊治	長門市東深川7861の4	長門市仙崎11307	〃 〃 12

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった離散支部に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年一月十七日

山口県選挙管理委員会 上符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県長門市第一支部	大西 倉雄	田中 久之	長門市東深川2542の3	平成23、11、29

坂本心次後援会	沢野 成美	谷林真由美	周南市大字久米2811の5	平成20 12、31
高松いさお後援会	岩本 英樹	高松 智子	〃 飯島町2番15号	平成17 〃 26
成川正之後援会	成川 正之	末岡 正記	熊毛郡田布施町大字別府6922の3	平成23 〃 25
村田純一後援会	森重 弘巳	河野 淑子	山口市小郡上郷25866の13	〃 〃 9

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年一月十七日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顕

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			備 考 (指定届出 年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
相本 政利	周南市議会議員	相本政利後援会	周南市大字呼坂/506の15	相本 政利	平成23 12、27
金子 優子	〃	金子優子後援会	〃 大字夜市652の1	金子 優子	〃 〃 〃
高松 勇雄	〃	たかまつ勇雄後援会	〃 大字大島/728	高松 勇雄	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年一月十七日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顕

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			備 考 (資金管理団体 でなく なつた 旨の 届出 年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	

成川 正之	山口県議会議員	成川正之後援会	熊毛郡田布施町大字別府6922の3	成川 正之	平成23、12、27
-------	---------	---------	-------------------	-------	------------

平成二十四年一月十七日発行

発行人

山口県知事